

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の犯罪の
防止に配慮した構造、設備等に関する指針概要

1 基本的な考え方

- (1) 公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) 道路等を設置又は管理する者(以下「道路等の管理者等」という。)及び道路等に占有物件を設置し又は管理する者が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び整備上配慮すべき事項を示すもの。
- (3) 関係法令等、道路等の性格及び設置目的並びに住民の要望等を検討し、関係者と協議して対応することとし、対応困難と判断されるものについては除外する。
- (4) 指針に基づく整備の推進は、地域住民が不安を感じる事案の発生状況、地域住民の要望等も勘案し、特に防犯対策の必要性の高い道路等から順次、対応を図る。
- (5) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 配慮すべき事項の概要

(1) 道路

道路の構造、周辺の状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール等により歩道と車道を分離する。

道路及び道路周辺における見通しを確保する。

防犯灯及び道路照明灯の適切な設置による夜間における照度を確保する。

地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路における防犯ベル、防犯カメラ等の設置

(2) 公園

植栽や遊具は、周囲の道路、住宅等からの見通しを確保するよう配置する。

防犯灯、街路灯等により夜間における照度を確保する。

生活・通学路等として利用される園路は、見通しの確保と防犯灯、街路灯により夜間における照度を確保する。

公園内には、防犯ベルなどの警報装置の設置が望ましい。

公園内に公衆便所を設置する場合は

- ・園路、通路から近い場所に設置する等、周囲からの見通しを確保する。
- ・夜間利用可能な便所は、人の顔等が明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(3) 自動車・自転車駐車場

外周をフェンス、柵等により周囲と区別する。

駐車場の管理に当たっては、管理者等が常駐、巡回、防犯カメラの設置又は周囲からの見通しを確保する。

見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置する。

自転車駐車場には、サイクルラック等の自転車等の盗難防止に有効な措置を講じる。

駐車床面で2ルクス、車路において10ルクス以上の照度を確保する。

(4) 防犯カメラの設置上の配慮事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。